

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 年度評価実施要領

平成30年5月18日決定

北海道知事（以下、「知事」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「法人」という。）における各事業年度の業務の実績について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

1 年度評価の方針

- (1) 中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の実施状況の調査・分析を通じて評価を行う。
特に、数値目標が設定されている項目は、その達成状況・実施時期のみならず、それまでの経過も考慮し評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取り組みを評価する。
- (3) 評価に当たっては、有識者等の知見を活用するため、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から意見を聴取する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。
- (5) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。
- (6) 試験研究に関しては、その特性に配慮する。
- (7) 中期目標期間終了後に、法人が自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となるよう留意する。

2 年度評価の方法

年度評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、知事が行う「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

(1) 法人が行う自己点検・評価

法人は、各事業年度の業務実績について「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、別紙「業務実績報告書様式」のとおりとし、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

① 項目別実績

項目別実績には、別表「法人の「自己点検・評価」及び評価項目」の項目番号ごとに次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載するとともに、評価理由、当該年度の取組の考え方及び業務実績を記載する。

重要な意義を有する事項や優れた取組のほか法人を取り巻く諸事情等がある場合は、評価理由に記載する。

なお、数値目標の評価に当たっては、達成状況に係る要因、背景等の分析を行い、その内容を評価理由に記載する。

業務実績には、評価の判断要素となった主な取組実績を記載する。

特に、別表で効果等記載とされた項目については、具体的な効果等を併せて記載する。

<自己点検・評価基準>

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に 関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S、Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満(B、Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

② 総括実績

総括実績には、業務全体及び特記事項について記述式により記載する。

(2) 評価委員会の意見

① 項目別意見

評価委員会は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別に定める項目別評価の視点に基づき、別表の項目番号ごとに、業務の実施状況を確認する。

意見に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の妥当性を検証し、総合的に判断の上、次の基準により、別表の「研究の推進及び成果の活用」、「技術支援、連携の推進及び広報の強化」、「業務運営の改善」、「財務内容の改善」及び「その他業務運営」の項目ごとに意見を述べる。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<意見基準>

- V 特筆すべき進捗状況にある
- IV 順調に進んでいる（すべてS～A）
- III おおむね順調に進んでいる（S～Aの割合がおおむね9割以上）
- II やや遅れている（S～Aの割合がおおむね9割未満）
- I 重大な改善事項がある

※ 意見に当たっては、上記S～Aの割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

<留意事項>

研究に関する意見において、研究課題ごとの意見は法人が行う研究評価（外部評価等）によることとする。

また、年度計画「(別紙) 研究推進項目」(別表項目番号43～59)については、「研究開発の推進方向」(別表項目番号3)を確認する際の参考とし、項目別意見における意見項目としない。

年度計画第5から第10に掲げる項目の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を意見する際の参考資料とし、項目別意見における意見項目としない。

② 全体意見

全体意見については、項目別意見の結果を踏まえ、法人の業務実績全体について記述式により行う。

(3) 知事が行う評価

① 項目別評価

知事は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別に定める項目別評価の視点に基づき、別表の項目番号ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の結果及び評価委員会の意見を踏まえ、総合的に判断の上、次の基準により、別表の「研究の推進及び成果の活用」、「技術支援、連携の推進及び広報の強化」、「業務運営の改善」、「財務内容の改善」及び「その他業務運営」の項目ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<評価基準>

- V 特筆すべき進捗状況にある
- IV 順調に進んでいる（すべてS～A）
- III おおむね順調に進んでいる（S～Aの割合がおおむね9割以上）
- II やや遅れている（S～Aの割合がおおむね9割未満）
- I 重大な改善事項がある

※ 評価に当たっては、上記S～Aの割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

<留意事項>

研究に関する評価において、研究課題ごとの評価は法人が行う研究評価（外部評価等）によることとする。

また、年度計画「(別紙) 研究推進項目」(別表項目番号43～59)については、「研究開発の推進方向」(別表項目番号3)を評価する際の参考とし、項目別評価における評価項目としない。

年度計画第5から第10に掲げる項目の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評価する際の参考資料とし、項目別評価における評価項目としない。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果及び評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務実績全体について記述式により評価を行う。

3 主なスケジュール

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 法人へのヒアリング
- 8月 評価委員会の意見を聴取
評価結果の決定
評価結果報告書を評価委員会に報告
評価結果を法人に通知
- 9月 議会へ報告
評価結果を公表

4 その他

この年度評価実施要領については、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

別表

年度評価における法人の「自己点検・評価」並びに評価委員会の意見及び知事評価項目

評価項目 (5項目)	法人の 「自己点検・評価」		年度計画	
	項目番号 (59項目)	効果等 記載		
研究の推進及び成果の活用	1	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1	1 研究の推進及び成果の普及・活用 (1) 研究ニーズへの対応		
	2	(2) 研究開発の推進 ア 研究の重点化		
	3	イ 研究開発の推進方向		
	4	ウ 研究ロードマップ		
	5	○	エ 研究の実施 ・戦略研究	
	6		・重点研究	
	7	○	・経常研究	
	8		・外部資金(道受託・公募型・一般共同・受託研究)による研究 公募型研究、一般共同研究及び受託研究に係る数値目標	
	9	(3) 研究の評価		
	10	○	(4) 研究成果の発信 研究成果の発信に係る数値目標	
	11		(5) 研究成果の普及 研究成果の活用に係る数値目標	
	12	○	2 知的財産の有効活用 (1) 知的財産の管理 知的財産の管理に係る数値目標	
	13		(2) 知的財産の利活用促進 知的財産の利活用に係る数値目標	
広技術報術の支援強化、連携の推進及び	14	○	3 総合的な技術支援 (1) 技術相談、技術指導等の実施 技術相談、技術指導に係る数値目標	
	15		(2) 依頼試験、設備使用等の実施 依頼試験に係る数値目標 設備使用に係る数値目標	
	16	(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施		
	17	(4) 担い手の育成支援		
	18	○	4 連携の推進 (1) 外部機関との連携 連携の推進に係る数値目標	
	19		(2) 行政機関との連携	
	20	○	5 広報機能の強化 広報活動に係る数値目標	

3 業 務 運 営 の 改 善			第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため とするべき措置
	21		1 業務運営の基本的事項
	22		2 組織体制の改善
	23		3 業務の適切な見直し (1) 事務処理の改善
	24		(2) 道民や利用者からの意見把握と改善
	25		4 人事の改善 (1) 職員の意欲等の向上
	26		(2) 人材の採用、育成
4 財 務 内 容 の 改 善			第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
	27		1 財務の基本的事項 (1) 透明性の確保
	28		(2) 財務運営の効率化
	29		2 多様な財源の確保 (1) 外部資金収入の獲得 (2) 知的財産収入の確保 (3) 依頼試験収入の確保
	30		3 経費の効率的な執行 (1) 経費の執行
	31		(2) 管理経費の節減
	32		4 資産の管理
			第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべ き措置
5 そ の 他 業 務 運 営	33		1 施設及び設備の整備、活用 (1) 施設等の維持管理
	34		(2) 施設等の整備
	35		2 法令の遵守
	36		3 安全管理
	37		4 情報セキュリティ管理
	38		5 社会への貢献
	39		6 災害等の対応 (1) 災害発生時等の対応
	40		(2) 災害等に関連した調査・研究
	41		7 情報公開
	42		8 環境への配慮
	43～59	○	(別紙) 研究推進項目